

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称		第1回福津市共働推進会議
開催日時		令和6年7月3日（水）午後2時から午後4時まで
開催場所		福津市役所別館1階大ホール CDE
委員名		（1）出席委員 嶋田 暁文、依田 浩敏、奥 弘子、小林 真理、富松 享一、中川 孝晃、宮木裕子、山田 雄三 （2）欠席委員 山口 寛
所管課職員職氏名		市民共働部長 香田 知樹 市民共働部地域コミュニティ課長 石井 啓雅 地域コミュニティ課市民共働推進係長 井上 真智子 地域コミュニティ課郷づくり支援係長 向井 恭子 地域コミュニティ課郷づくり支援係 折居 鈴香
会 議	議 題 （内 容）	・ 答申後の経過報告について ・ 実行プランについて
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	—
	資料の名称	・ 次第 ・ 委員名簿 ・ 資料1 福津市共働推進会議規則 ・ 資料2 福津市附属機関の会議の公開に関する要綱 ・ 資料3 福津市郷づくり基本構想 ・ 資料4 答申後の経過報告について ・ 資料5 実行プラン案
会議録の作成方針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
		記録内容の確認方法 委員による確認
その他の必要事項		

審議内容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 市長あいさつ

2. 委嘱状交付

3. 委員及び事務局自己紹介

4. 会長、副会長の選出

事務局が、福津市共働推進会議規則第4条の規定により会長及び副会長は互選により選出することを説明。

会長は嶋田委員、副会長は依田委員に決定。

5. 会議の公開について

事務局

福津市附属機関の会議の公開に関する要綱第2条により原則「公開」となっており、また第3条但し書により、委員の改選後初めて開催する会議においては、市長が公開・非公開を決定することとしている。

これに基づき、本会議は「公開」とする。

6. 答申後の経過報告について

事務局

資料4をもとに、答申後の経過報告について説明。

委員

6月に全ての郷づくり地域を対象に行った地域ヒアリングではどんな意見が出たのか。

事務局

主に、今後代表者会議で取り組みたいこと、情報交換したいテーマをお聞きした。代表者会議で取り組みたいこととして「役員の入れ替わりの際に、郷づくりの意義や目的が上手く引き継がれていないため、“郷づくりとは何か”を改めて学べる研修等を行うのはどうか」「郷づくりの仕組みや予算、地域に求められている役割等を再確認し、みんなで共通認識を持っておくと、会議がスムーズに進行するのではないか」という声が上がった。

また、「外からの刺激もほしい」という声も上がった。例えば、「講師を招いた研修を行う」「他自治体に視察に行く」といった取り組みは新たな発見があって良いのではないかという意見があった。

情報交換したいテーマについては「自分の地域以外の地域のことは知らないことが多いため、他の郷づくり地域を知る機会がほしい」という声が上がった。方法としては、「自慢大会」「郷づくりの拠点訪問」などが考えられ

る。「会議の冒頭に、各地域のトピックを3分くらいで出し合うといったことも面白いのではないか」という意見もあった。

また、「先進事例の情報交換」という声もあった。内容としては「担い手確保」「自治会の効果的な取り組み」等が上がった。

会長

今上がってきた事柄は、実行プラン案の中にも反映されている気がした。確かにメンバーは変わっていくため、郷づくりとは何かという研修を行うことで、逆に新しい流れが出来上がるかもしれない。

委員

ヒアリングに参加したのは、郷づくりのどういったメンバーだったのか。

事務局

神興東以外は代表者会議の委員2名だった。神興東は事前に代表者会議の委員以外も参加して良いか相談を受けており、代表者会議についての話が中心になるがそれでも良ければという了承を得た上で出席いただいた。

委員

今更だが、代表者会議に出席していない役員も参加できるようになっていれば、色々な意見が聞けたのではないかなと思った。

会長

一部の人たちだけが参加した場合、結局その議論は後々のメンバーにつながっていかない。組織間連携を図る時のポイントとして、どこかの糸が切れても他の糸は残っているというのがとても大事になるため、複数性というのをしっかり確保したほうが良い。

7. 実行プランについて

事務局

資料5を基に実行プラン案について説明。

プランの実施時期を決めるために「効果」「費用」「時間」の3つの指標を定めた。中でも、効果が高いものはより早く着手する方が有効的ではないかということで、配点を他の2項目より少し高く設定している。合計点数が高いものから実施していく予定である。

会長

効果が高いものについては重点的に取り組む必要があるが、予算が伴うようなものについては、単に効果があるからというだけではすぐに実行することが厳しい部分もある。まず第1に「効果」を重視し、プラスアルファで「費用」「時間」を加味した上で点数付けをし、短期、中期、長期と位置付けて計画的に行っていくというプランになっている。

この考え方について、委員からご意見等があれば伺いたい。

委員

令和12年までの計画であるが、先ほども言った通りこの間に役員は入れ替わっていく。入れ替わりの際に継承がほとんどされていない現状のままでは、プランを継承する仕組みがないと難しい気がする。

会長

今のご意見に対応するならば、長くとも5年くらいのタイムスケジュールで考えていくことになるだろう。

「長期」は例外的という位置づけで良かったか。

事務局

おっしゃる通り。

会長

できるだけ「短期」「中期」までに取り組み始めるほうが良いだろう。また、継承のための仕掛けは、もう少し必要かもしれない。単に協議会に丸投げしてお願いするのではなく、しっかりと説明する場を市が設けることで、情報の継承を促していくような機会も必要であろう。代表者だけに負担をかけるのではなく、部会長や若い役員も参加できるような形でやっていかなければ、継承というのは難しいのかもしれない。

また、委員が言われたように、実施時期が7年というのは長い気がする。自治体の計画などは3年計画のものが多いため、原則3年以内くらいで着手していくという風に考えたほうが良さそうだ。この点について事務局はどう考えるか。

事務局

郷づくり基本構想は、第2期の総合計画の期間に合わせて作成されており、その時点ではこの基本構想の期間が2025年までと想定されていた。そのため、この計画を作る際には2025年までの計画として、4年ごとに見直しを行うという方針だった。しかし、その後、第2期の総合計画（現在「まちづくり計画」と呼ばれている）がSDGsの目標年である2030年までの10年以上にわたる計画となったため、基本構想も5年延びて2030年までとなった。

先ほど、郷づくり基本構想に実行プランを織り込むという説明をしたが、これは、市の支援策として追加をしていくという意味で見直しをかけようと思っている。また、合わせて郷づくり基本構想の年限を2030年までに延ばす調整をする予定である。内容の見直しは4年超過前に検討し、結果に応じて見直すことになる。現在、地域にどのように共有を図るかという明確な仕組みはないが、実行プランの進行状況や内容の見直し等を毎年行う必要が出てくるであろう。その場合、この共働推進会議の場で年度当初に報告し、年度末に点検を行っていただくことになるだろう。地域の方々にも情報共有のための会議を毎年設ける必要があると考えている。

また、郷づくりの継承に関する指摘は地域ヒアリングでも上がっており、そのためのツールや働きかけも検討する必要がある。これらの点を踏まえ、地域との情報共有と継承の仕組み化は今年度から取り組んでいかなければならないと考えている。方針の詳細については、次回の令和7年3月の審議会の場や、必要に応じて相談の上決定していかなければならないと思っている。現時点では、明確な回答ができず申し訳ないが、検討中であることをご理解いただきたい。

会長

2030年が目標年次であるならば、目標を達成するための改革が目標年次の前年度まで行われているのはおかしい。せめて5年くらい前には改革が完了し、それを受けた協議会が取り組みを行い、2030年を迎えるべきだろう。

あくまで今回の答申の内容は、行政側が、郷づくり推進事業がより活発に動けるように仕組みを整えることだ。行政側の取り組みが先行し、それに基づいて協議会側が活用するという流れになるため、活かす期間が当然必要になる。4年ごとに見直していくならば、3年目までに計画を完了し、1年間活動したうえで、その結果を基に見直すというほうが良いだろう。今回審議会として提案した内容は、あくまで行政側が行うべき内容であるため、それを踏まえて協議会としてどこまで活用するかは地域次第である。もちろん協議会に丸投げするのではなく、継承のための仕組みづくりと同時に、地域の熱を高める仕掛けも早急に実施する必要がある。

また、「外部講師による講座の開催」は2027年から、「協議会同士の意見交換会の開催」「協議会同士のつながりづくり」は2025年からの実施になっているが、これらはもっと早く実施できるはずだ。仕組みの改正が複数年度にまたがってしまうのは良くない。変えるのであれば一気に変えてしまう方が良い。行政側として一気に進めるのは難しいかもしれないが、協議会が機能しやすくするためのものであるため、協議会側の立場に立って考えていくことが基本だろう。繰り返しになるが、活動が活発になった結果としてお金の自由度が活きてくることを考えると、地域の熱を高めることが第一義的である。

実施期間については、前倒ししていく方向で、再度事務局で検討いただきたい。「短期」「長期」で分けて良いのではないか。例えば、8点以上は「短期」にするなど、幅の持たせ方を変えるということが必要だと思う。

委員

実施時期の見方を伺いたい。「検討」「実施」とあるが、例えば「余剰金の繰越上限額の見直し」においての「検討」は、2024年度に繰越上限の緩和が行われ、2025年度から実施されるということか。また、「モデル地区の導入」においても、モデル地区をどこにするかを2年間検討し、2026年度には実施されているという見方で良いのか。

事務局

おっしゃる通り。「実施」が運用のスタートという意味で書いている。

委員

とすると、検討段階と実施段階の違いが明確であるべきだ。例えば、長期間にわたり検討し、最終的には検討から外れるものもあると考えられる計画のように見受けられる。その点についても整理が必要だと思う。

点数によって実施する順番を決める方法についてだが、基本的な考え方としては理解できるが、会長が言われたように、どこから取り組むべきか、どこからやれば地域に火が付くか等は、一概に「効果」「費用」「時間」だけで取り組む順番を決めるのは難しいと感じる。取り組む順番も見直す必要があると思う。

前提として確認したい。答申の段階では「例えばこんなことができる」といった例として書かれていたが、この実行プランでは、具体的に実施するという形に格上げされている。全て実行する予定なのか。同じ項目や整理できるものを見直す必要があるのではないか。例えば、外部講師を呼ぶことと、地域で講師を呼べる仕組みを作るとは同じ制度内でできるのではないか。その辺りが検証されていないまま実行する段階に入っているように見受けられる。このまま実行プランとして確定して進めるべきかどうかも含め、もう少し整理を行ったほうが良いのではないか。

事務局

「効果」「費用」「時間」という指標にしているが、「効果」の中でも「順番が早い方がさらに効果が高いのではないか」といった大きな視点での考慮はできていない部分があると思う。どちらかというと、行政の都合がかなり反映された形で、1項目ずつを見ながら判断しているところがあると改めて感じた。

また、項目の統合等は行わずに、基本的に答申で出たものと基本構想の中で市の支援策として上がっているが着手できていないものを加えたものが全て盛り込まれている。例えば、市が外部講師を招いて講座を開催する場合と、協議会が主催する講座の支援を行う場合があるが、同じ講座であっても、主催者が異なる場合がある。この場合、統合できるのではないかというご指摘があったが、地域がどれくらいできるのか、またそれに対する支援がどこまでできるのかという点については、地域側の反応を十分に分析できていないのが現状である。

代表者会議で説明した際に「市が最初から『これでいきます』と言った場合、変更できないのではないか」という指摘を受けたが、その際の回答としては「この実行プランは現段階で市として考えられることを判断し作成したものであり、その後、審議会や地域の意見を反映しながら修正を加え、より良いものにしていくものである」と説明した。しかし、委員からご指摘いただいたように、順番を誤ると効果が上がらない可能性があるため、その点については、もう一度「効果的な順番」を考え直さなければいけないと思う。

委員

「効果」とはどういう意味合いか実行プランに記載しておいたほうが良いだろう。この実行プランの書き方では、それぞれの案が、実行する取り組み

項目や方策に昇格し、その項目を実施できるかどうかには焦点が当たっているように思う。この取り組みは、郷づくりの自主自立を支援するものであり、取り組み全てを行えば地域が良くなるということではないはずだ。恐らく、この取り組みは、郷づくりの自主自立を実現する手段として位置づけられているのではないかと思う。しかし、今の実行プランは、市が前に出すぎており、地域の自主自立を奪いすぎる項目も含まれているように見える。そのため、このまま進めていくのではなく、改めて、自主自立を支援する仕組みとなるように整理する必要があると思う。

会長

「検討」の意味合いを「実施に向けての検討」と「実施するかどうかも含めた検討」の2つに分けたほうが良さそうだ。場合によっては、検討した結果、他と統合したり実施しなかったりする項目が出てくるだろう。「実施」と書いている項目はやるという前提で記載し、実施するかどうか分からない項目については「検討」の矢印だけでも良い気がする。

改めてプランを見るとおかしい点がある。例えば、収益事業の「事業開始に向けた検証と情報提供」はすぐに実施する必要がある、情報提供をした上で「収益事業に関する学びの機会の提供」をしなければいけない。しかし、なぜか学びの機会の提供の実施が2027年からで、「モデル地区の導入」が2026年からになっている。通常、学びの機会を提供した後にモデル地区の導入が行われるはずだ。モデル地区の導入は、収益事業の解禁を他の地域に広げるための最初のステップであり、「モデル地区が上手くいったから、自分たちの地域でもやってみよう」という形になるべきだ。その点も考慮すると、2028年から実施になっている「外部専門家の支援」は最初から必要になるだろう。この辺りは再考が必要である。答申の中で、必ずこれはやっていくという位置づけになっている項目は「実施」、それ以外のものについては「検討」とし、検討期間も長くて3年程度にする必要があるだろう。

委員も言われた通り、この実行プランは、協議会側の自主自立を高めるためのものであり、これを活かすかどうかは協議会次第である。協議会に「これをやってください」「あれをやってください」と指示しているわけではない。その辺りの説明がしっかりとできていないのではないかという気がする。例えば、拠点の訪問や自慢大会などは一定程度ご負担をおかけすることになるかもしれないが、極端な話、場合によってはこれらも地域の自主性に任せても良いと思う。

8つの地域すべてを同時に同じように高めていくというのは難しいため、頑張っていただけの地域は取り組んでいただき、その取り組みを他の地域に見ていただく。それを見た他の地域が「自分の地域も頑張らなければいけない」と思ってもらえれば良く、思ってもらえなくてもそれも地域の選択ということだろう。ただ、地域が「何か頑張りたい」と思った時に、その気持ちを応援してあげられる仕組みを我々は作ろうとしているという原則部分はしっかりと押さえておきたい。その意味合いを地域に誤解されている可能性があるため、その辺りの説明はしっかりしていただいたほうが良いだろう。

副会長

実施時期をいつまでにするのかは、審議会もしくは庁内で議論する必要があると思う。

会長

プランはあくまでプランであるため、「こういう理由でできなかった」ということは大いにあり得ることだと思う。行政の場合、できることだけを書いてしまうことが多いが、我々が求めているものはそういうプランではない。できないことが出てくるのは前提として、実施期間を見直す必要があるだろう。

委員

「収益事業の解禁」については、郷づくり内でも話題になっており特に興味がある項目のようだ。もし収益事業が解禁になるのであれば、同じように最初から支援を望む。

会長

収益事業を解禁するという方向で、今年度から情報提供や学びの機会をスタートさせ、来年度からはモデル地区や外部専門家を入れていくというのはどうか。全て同時期に始めるのか2段階に分けるのかは検討が必要だが、今のプランのように分散して始める必要はないと思う。

委員

「効果」を見てもほぼ4であるため、項目の統合や整理は、事務局だけで行うのは難しい部分もあるのではないかなと思う。審議会や代表者会議、市の部長級の会議の場を通じて整理していくのが良いのではないかな。例えば、交付金に関することは、大変そうだが及ぼす効果は大きいため、まずはそこに注力するというように、どこかに焦点を当てて取り組むのが良いのではないかな。

委員

お金の面は特に関心がある項目だと思う。色々な事業をやりたいと思っていても限られた資金の中ではなかなか難しい。自主財源の確保や積立制度を認めてもらえるようになれば、活動の幅が広がり郷づくりのやる気も出てくるのではないかな。郷づくりも関心が高い部分であるため、早くに取り組んでもらえるとありがたい。

会長

全体的にプランの実行がそんなに大変なことなのか疑問である。収益事業の解禁についても、他の自治体が行っていることを参考に懸念点を洗い出せば良いのではないかな。

また、他部署が関わっているような「公共施設の複合化」「移動手段の確保」については、そもそも実行プランに入れる必要はないのではないかな。

指定管理の導入についても、先行事例を調べてやり方を参考にし、検討して実施すれば良いだろう。

講座の開催や開催支援、職員の学び直しはすぐにやらなければならないことだろう。「地域担当職員や研修職員の明確化」も2年かけて検討することではない。

「自治活動ハンドブック（協議会版）の作成」は、型にはまったやり方になってしまうため、あまりおすすめではない。

全体的に、スタート時点で100パーセントを目指してしまっていることで、このような実行プランになってしまっている。収益事業一つにしても、とりあえずモデル事業として試して、そこで何か問題が生じたらストップをかけて仕組みを再検討するのが良いと思う。例えば、交流センターの貸出における規制の緩和で、「時間外利用拡大」「営利性がある利用の拡大」「気軽に来れる時間帯に変更」は2027年から実施になっているが、実験的に今年から始めてみるのも良いと思う。実験を通じて問題点を確認し必要な対策を講じる方が、まだ起こっていないことについて事前にあれこれ考えるよりも有効である。地域も、自分たちが模範を示すという意識を持ち取り組んでくれるはずだ。

完璧なプランを目指すのではなく、地域を信頼して試行し、模範事例を作っていくことが本来の姿であると考え。そこも含め、郷づくりと行政の関係性も変わっていく必要があると個人的には思う。

委員

今の実行プランのとおり実行されるのであれば、長期の頃には今の郷づくりの役員は全員交代しているだろう。

今頑張ろうとしている人財がいる間に、できることはやってみたい。やってみてダメだったら、ダメだった時に考えたい。

委員

代表者会議では整理したものを配るのだろうと思うが、見せ方も大事だと思う。今の実行プランは項目が並列されているだけになっているため「これを郷づくりがやらないといけない」という風に見えてしまう。実行プランを見た郷づくりの人の熱が高まるような資料になると良いと思う。

会長

繰り返しになるが、実行プランの示し方を変えたほうが良い。まず「このプランは行政側が取り組む内容」ということを強調する。そして、「このプランの目的は郷づくりの自主自立を支援し、活動しやすくしてもらうことである」ということを示し、結局何ができるようになるのかが一目で分かるように明記する必要がある。

このプランを通じて、特に地域にメリットがありそうなものを簡潔に示し、より詳しい内容はプランを見てもらうと内容が分かるというように、見る側の観点から資料を作ったほうが良い。

委員

ヒアリングは代表者会議の委員のみに行ったと言われていたが、もっと多くの人を集めてヒアリングをすれば「それなら私できます」という人が、集まった人の中から出てくるような項目もあると思う。郷づくりでできることをわざわざ市が持ち帰っているような項目が見受けられるため、多くの人を集めた場で意見交換できると良いのではないか。

会長

行政側としては、多くの人を集める場を設けるにあたり、地域に負担をかけてしまうのではないかという懸念もあるのではないかと思う。その点はどう対応したら良いとお考えか。

委員

今回代表者会議の委員にヒアリングが行われたということも共有されていなかった。多くの人を集める場を開催するとなると「知っていたら行ったのに」という人は少なからずいるはずだ。そういった人を逃さないためにも、話し合いの意図をしっかりと伝えてもらったうえで、郷づくりからも呼びかけてもらえれば良いと思う。

会長

対象者を2人に限定せず、関心がある方は参加していただく形にし、どのような話し合いをするのかをしっかりと皆さんに周知してもらうように、まずはお願いをするということが必要だと理解した。

呼びかける際に、今は代表者を通じて間接的に情報が伝わっているようだが、直接伝えられるような方法が増えたら良いと思う。例えば、各協議会で作成しているメーリングリストに転送できる形でメールを送信し、そのまま協議会の皆さんに情報が届くようにするという方法があるだろう。

また、代表者会議については、以前から申し上げている通り、現状のままでは郷づくりが市に対して一方的に不満を言う場になってしまう。本来は、この審議会が不満を受け止める場として機能し、代表者会議は郷づくり間及び郷づくりと行政との間で、情報の共有や対話の場となるべきだ。そのためには、代表者会議の機能の正常化が必要である。

プランの内容を詰めていく作業については、行政の方々だけで対応するのは難しいと思われるため、もし考え方や対応策についてご相談があれば、先進事例の紹介を含めてアドバイスしたい。最初の壁を突破できれば、実はそれほど難しくないことも多いのではないか。実施期間の短縮を含め、見直しが必要だと思う。

他自治体では、移動手段が少ないからこそ住民主体の移動手段の支援の取り組みが始まり、地域のつながりも高めることになったという地域もある。そう考えると、本当にバス停がない拠点に新たに追加するべきかどうか考える必要があるだろう。同じように、公共施設の複合化もタイミング次第であるためプランには入れなくて良いのではないか。

「指定管理の導入」は拠点のあり方ではなく、資金確保のあり方という位置付けになるのではないか。

「自治活動ハンドブック（協議会版）の作成」については、郷づくりの編成等をまとめておくということは意味があるかもしれないが、マニュアルをまとめてハンドブック化すると、むしろ多様で柔軟な活動が損なわれてしまう可能性があると思う。このハンドブックの趣旨は「郷づくりで何をしていいかわからないから手がかりが欲しい」ということだと思う。であれば、むしろ講座をしたり自慢大会をしたり、互いに拠点を見学し合うといった仕組みを入れることで、十分にその機能を代替できるのではないか。であれば、ハンドブックの作成という項目も入れるべきではない気がするが、皆さんの意見を伺いたい。

副会長

会長が言われたように、最初から完成品を作ろうとせず、継続して取り組んだ成果をまとめて冊子にするなど、資料として残しておくといった形でも良いのではないか。

会長

では、ハンドブックについての項目は残しておき、内容は実践の取り組みを残していくイメージが良いだろう。

副会長

「移動手段の確保」と「公共施設の複合化」については、他部署との調整が必要であるため、会長が言われたように項目に入れなくて良いと思う。

委員

神興東は拠点にミニバスのバス停はないが、1日に数回バスが停まったとしても利用者に大きなメリットがあるとは考えられず、地域の方から特に要望も上がっていないため、項目に入れる必要はないと思う。

市の関わりの最後の「市の事業等の委託」に市が外注するとあるが、神興東だけが行っている広報紙配布業務もこの中に含まれているのか。今は他の地域は自分たちの地域で配布することはできないと聞いているが、希望すれば可能になるということか。

事務局

現在、明確に協議会へ委託をしているケースはない。そのため今回項目に加えている。当時、基本構想を作成する際には、シルバー人材センターや造園業者に外注している、市が管理する公園の草刈り事業等を協議会が受託し収益を上げるという可能性も検討していた。しかし、結果的には協議会の余力などの関係で実現には至っていない。

色々な経緯があり、自治会などで草刈りを行っているところはあるが、協議会レベルで市の事業を正式に受託することは行われていない。収益事業に係る話として、現在非営利で活動している協議会が委託を受けるとなると、正式に営利事業を始めることになる。そうなると、納税の義務が生じるため、指定管理を受けている宮司では税理士を付けてその対応を行っている。そのため、市としてもハードルを上げて考えており、協議会も簡単ではないという認識でこれまで進めてきた。今後、収益事業を解禁することになれば

市の事業の委託も可能になるのではないかという意図を含めて、実行プランの中に挙げている。

会長

ここに出てくる「市事業等の委託」というのは、協議会の新たな資金獲得の方法として位置づけないと、協議会の方々は「また市が何かやらせてくるのではないか」と思うだろう。そして、委託を受けたくないところは断れるような委託事業のあり方で進めていただく必要がある。草刈りなどの肉体労働的なものだけでなく、自治体職員だけでやるにはとても大変で、民間事業者に委託するとかなりの額が取られるような空き家の確認などは、地域にとっても重要な課題として捉えていることであるため、そういった活動を行ってお金がもらえるのであれば、それは地域にとってもありがたいのではないか。「地域で行うことが効率的かつ効果的な事業を委託する」ということは、地域側にとってメリットがあるものを委託するということだろう。地域にとって「効果的」「効率的」という判断を行政側が行ってしまうと、結局行政の下請けではないかと捉えられてしまうため、表記も含めて変更をお願いしたい。

納税の話については以前も申し上げたが、他自治体では、得た収益を色々な形で支出に回し、結果的に利益があまり残らない形で収支を合わせることで税金がかからないようにしている。もちろん会計責任者への助力は必要かもしれないが、そういった形で処理していくのが王道だと思う。

また、6月19日に地方自治法の改正法案が通った。その内容の1つに「地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を市町村長が指定できる」とある。指定できる大きなメリットとしては、基本、行政側から委託を出す時というのは一般競争入札や指名競争入札が必要であるが、今後は市町村長が指定した団体に関しては随意契約が可能になる。おそらく、今後福津市では、郷づくり推進協議会がこの団体として指定される形になるだろう。とすると、市事業の委託を通じて、各協議会は自主財源を得やすくなり、活動を広げるチャンスが広がってくることになるだろう。民間企業と同じように市場で稼ぐというのは難しいが、行政からの委託は、他の地域でも重要な資金源となっているため、プランの中では新たな資金獲得の方法という位置づけに変更して言及していただければと思う。

再度確認するが、これはあくまで行政側が行うべき実行プランの案であり、その目的は地域が活動しやすくするためであり、地域側に「これを行ってください」と指示する内容ではないことを明記していただく必要がある。そして、プランが実現したら何が可能になるかが分かる一覧リストを出していただく。実施時期を短縮し、どういう順番でやることがより効果的かという視点にもう一度立ち返って組み立て直していただく。さらに、項目の配置場所と取り組み内容の記述の仕方を一部変更していただく必要がある。しかし、完全に主導権が他の部署にある項目がこのプランに上がってくるのはおかしいため、「公共施設の複合化」と「移動手段の確保」は削除していただきたい。

事務局

修正後に委員の皆さんへの確認は必要か。

会長

確認したほうが良いだろう。まずは正副会長で確認させていただき、その後委員の皆さんにも確認していただければ良いと思う。

事務局

承知した。

委員

全体の考え方についてだが、今は各郷づくりが自分たちの活動を見直したり、発展させたりするためのノウハウや優れた取組みを学び合うといった軸と、人財とつながったり発掘したりする機会を作っていく軸の大きく2つに分かれていると思う。その2つの軸が色々なところで出てくるため、同じことを言っているように感じる。つまり、全体から生まれる制度が明確に立ち現れていないように思う。具体的に「こういった制度や仕組みができる」というのが見えていない状態である。今は項目が細分化された状態であるため、最終的にその辺りが上手く整理できるのかが疑問である。

全体像として制度や支援の仕組みが明確に示されるような形で分かりやすく提示したほうが、郷づくりや外部の人が見ても、今までになかった新たな制度や支援の仕組みがあると理解されるのではないか。特に、柱3、柱4、柱5は、項目が細分化されすぎて全体像が見えづらいと感じた。この点も含めて検討していただければと思う。

会長

先ほど申し上げた、プランが実現したら何が可能になるかが分かるものをまとめるといふ部分で、委員が言われたようなことを見せていく形になるだろう。

また、行政側は実験的なことはやりにくいと思うが、審議会の総意として、「いきなり100点を目指さずに、できることからやってみて、それで何か問題が生じたならば、それを踏まえて対応方法を考えていけばよい」という判断に至ったということを、最後に改めて確認させていただきたい。

事務局

次回は令和7年3月7日（金）の開催を予定している。

以上で、本日の会議は終了とする。